

令和3年玉村町議会第4回定例会会議録第4号

令和3年12月10日（金曜日）

議事日程 第4号

令和3年12月10日（金曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
 - 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申出
- 追加日程第1 議案第69号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 追加日程第2 議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 追加日程第3 玉議第 4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

出席議員（13人）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 羽 鳥 光 博 君 | 2番 | 堀 越 真由子 君 |
| 3番 | 松 本 幸 喜 君 | 4番 | 新 井 賢 次 君 |
| 5番 | 小 林 一 幸 君 | 6番 | 月 田 均 君 |
| 7番 | 備前島 久仁子 君 | 8番 | 三 友 美惠子 君 |
| 9番 | 高 橋 茂 樹 君 | 10番 | 浅 見 武 志 君 |
| 11番 | 宇津木 治 宣 君 | 12番 | 笠 原 則 孝 君 |
| 13番 | 石 内 國 雄 君 | | |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|-----------|---------------------|-----------|
| 町 長 | 石 川 眞 男 君 | 副 町 長 | 古 橋 勉 君 |
| 教 育 長 | 角 田 博 之 君 | 総 務 課 長 | 萩 原 保 宏 君 |
| 企 画 課 長 | 大 堀 泰 弘 君 | 税 務 課 長 | 丸 山 智 志 君 |
| 健康福祉課長 | 岩 谷 孝 司 君 | 子ども育成課長 | 中 野 利 宏 君 |
| 住 民 課 長 | 齋 藤 善 彦 君 | 環境安全課長 | 高 柳 功 君 |
| 経済産業課長 | 齋 藤 恭 君 | 都市建設課長 | 高 橋 茂 君 |
| 上下水道課長 | 金 子 忠 雄 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 舛 田 昌 子 君 |
| 学校教育課長 | 根 岸 真早子 君 | 生涯学習課長 | 宇津木 雅 彦 君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 議会事務局長 | 田 村 進 | 庶務係兼 議事調査係長 | 岡 部 敦 |
|--------|-------|----------------|-------|

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（石内國雄君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 3 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 3 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 3 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 陳情の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第 1、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号 3、安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

新井賢次民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 新井賢次君登壇〕

◇民生文教常任委員長（新井賢次君） 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 95 条の規定により報告いたします。

受理番号 3 番、受理年月日、3 年 11 月 10 日。

件名、安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書。

陳情者または代表者、前橋市本町 3—9—10、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、出浦匠人。

審査結果、一部採択とすべきもの。

調査報告についてご説明いたします。日時、令和3年12月7日火曜日午前9時、全員協議会室において行いました。

陳情受理番号3番、安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書の審査報告です。

まず、陳情趣旨。新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、及び感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費並びに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に係る財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策並びにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。

まず、陳情項目です。1、安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。

①、医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。

②、公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。

2、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

3、社会保障・社会福祉に係る国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

続きまして、審査経過を申し上げます。委員から意見を求めた結果、1人の委員から採択すべきものとする意見があり、3人の委員から一部採択とすべきものとする意見があり、1人の委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。なお、審査経過を以下に示すとおりご説明します。

委員の主な意見です。まず宇津木委員、採択すべきだと考えます。コロナ禍で国民の命を守ることが求められる中で、医療等の脆弱性が浮かび上がっています。本陳情はその充実を図る旨の陳情なの

で、採択すべきだと考えます。

三友委員、趣旨は理解できるが、陳情項目の3については議論の余地があるというところなので、これを除いて一部採択とすべきだと考えます。

備前島委員、一部の項目については、国が検討しつつある項目であるので、一部採択がよいと思います。

羽鳥委員、陳情項目の2に保健師等を大幅に増員することとありますが、危機的状況から平時に戻ったときに、技術系職員はほかの分野になかなか回すことができないという問題があります。項目1の①については、そのとおりだと思うので、一部採択がよいと思います。

笠原委員、私は全体を見て趣旨採択がよいと思います。

備前島委員、一部採択になるのであれば、陳情者が作成した意見書（案）の文章中にある、消費税の減税に言及した部分も省いたほうがよいと思います。

羽鳥委員、消費税の減税に関する部分は、私も財源確保の観点から削除したほうがよいと思います。また、3項目めの75歳以上の窓口負担2倍化の中止もできないことだと思います。2項目めについても、大幅増員ではなく増員に配慮するなど文章を変えられればと思います。

宇津木委員、一部採択になるのであれば、今出た議論を踏まえて文言整備をした意見書（案）を委員長に作成していただき、本会議に提出できればよいと思います。

以上が審査結果です。

表決。本陳情は採決の結果、一部採択すべきものとなりました。

◇議長（石内國雄君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は一部採択とするものです。

委員長の報告のとおり、一部採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり一部採択とすることに決しました。

◇

○日程第2 開会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第2、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第3 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（石内國雄君） 日程第3、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

◇

○追加日程第1 議案第69号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（石内國雄君） 追加日程第1、議案第69号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第69号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるため議決を求めるものでございます。

本案は、令和3年6月30日午前9時40分頃、職員が公用車で出張先に向かう途中、施設から道路に出る際、歩道部を走行してくる相手方自転車と接触し、転倒による受傷及び自転車が損傷しました。その後相手方と協議を進め協議が調いましたので、損害賠償の額26万5,063円を支払い、示談し、和解するものであります。

なお、損害賠償額は町が加入している保険から直接支払われます。職員の公用車運転中の事故につきましては、今後とも再発防止に努めてまいります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（石内國雄君） 追加日程第2、議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるため議決を求めるものでございます。

本案は、令和3年10月1日午後7時頃、相手方が帰宅途中に町道222号線を北から南へ自転車で走行中に一部開渠になっていた農業用水路に転落したことにより、右手の小指を骨折、顔面打撲及び自転車等を損傷したものであります。

損害賠償額であります。治療費実費負担分等の一部として3万6,198円を支払い、示談し、

和解するものであります。なお、損害賠償額は町が加入している保険から直接支払われます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） ちょっとお聞きします。

先ほどの説明によりますと、治療費の損害賠償金ということで、これは自転車等の損害などは入っていないのでしょうか。2つとも同じような事案のような気がするのですが、あまりにも金額が違うのは何なのかなと思ったのですが、

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

3万6,198円の内訳の約2万円が自転車の損傷、自転車が駄目になってしまったので、自転車に充てられます。残りが治療費、お医者さんに払ったお金ということになります。

◇議長（石内國雄君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 慰謝料とかそういうのは入らないことになるのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 今回保険屋さんとお話した中で、本人がこういったけがが治って、今はもう治って部活もやっているということなので、これで同意されるということで、特に発生してはいません。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） この人は本人の不注意ということにはならないのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

我々ちょっとその過失割合というのは専門ではないので分からないのですが、保険屋さんがそういった点は詳しいと思います。9対1という割合で、町が9割、本人の不注意も1割含まれるということとなっております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 似たような場所がいっぱいあると思うのですけれども、そうすると9割が町の責任になるということですか、今後起きる事故の。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

それはその落ちた水路の状況と本人の通行の仕方とか、そういったことをよく事情を保険屋さんが町を通して聞いて、状況説明をした上で判断ということになっています。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第3 玉議第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第3、玉議第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◇議長（石内國雄君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君登壇〕

◇4番（新井賢次君） 玉議第4号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、先ほど安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情について一部採択となりました。つきましては、私が一議員として提出者となり、賛成者とともに本議案を提案させていただくこととなりましたので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◇

○町長挨拶

◇議長（石内國雄君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和3年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。
本定例会は、12月1日に開会され、本日までの10日間、議員の皆様方には慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。追加議案を含む12議案全てにご議決いただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問においては、12名の皆様からご質問がございました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言いただきましたことは十分尊重し、研究を重ねていきたいと考えております。

さて、一昨年から猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症は、ここ数か月で大分落ち着きを見せ、平穏な日常に戻りつつあります。しかし、新たな変異株「オミクロン株」の感染が世界で急拡大しており、国内においても感染の再拡大が懸念されている状況です。

こうした中、町では新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題として捉え、住民生活や地域経済が一日も早く回復できるよう全力で取り組んでおり、新型コロナワクチンの3回目接種について、関係機関と調整の結果、来月から開始する見込みとなりました。新年度においても引き続きこの感染症の克服とともに、収束後の社会と地方創生を見据えた「新しい未来に希望をつなぐまちづくり」に取り組む予定です。

第6次総合計画に掲げた町が目指す新たな将来像「暮らすなら、ここがいい。」の実現に向けた施策に主眼を置きつつ、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を併せて実施するため、新型コロナウイルス感染症対策のほか、防災・減災対策や企業誘致による産業振興と雇用確保、長寿社会を見据えた地域福祉の推進、子育て支援の充実、町の魅力発信の強化などに取り組み、次世代に自信を持って引き継げる魅力ある玉村町を築いてまいります。

結びに、これから寒さがますます厳しくなり、本格的な冬を迎えますが、議員の皆様方には健康に十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

◇

○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 令和3年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月1日に開会し、本日までの10日間にわたり、条例の一部改正あるいは令和3年度の一般会計や特別会計の補正予算等の議案が慎重審議されました。また、一般質問においては、議

長を除く全議員の12人が様々な観点から町政をただすなど、誠に意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局には、議案審議や一般質問での議員からの意見や提言等を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますよう強く求めるものであります。

結びに当たり、来るべき令和4年が、世界中で新型コロナウイルスの感染症が収束し、経済の復興がなされることを切に願うものであります。玉村町におきましては、さらなる飛躍、発展の年となりますよう、そして議員各位並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、これから年末に向け何かと気ぜわしい時期を迎えますが、健康には十分留意され、新しい年を迎えられますことを心からご祈念申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（石内國雄君） これをもちまして、令和3年玉村町議会第4回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時1分閉会